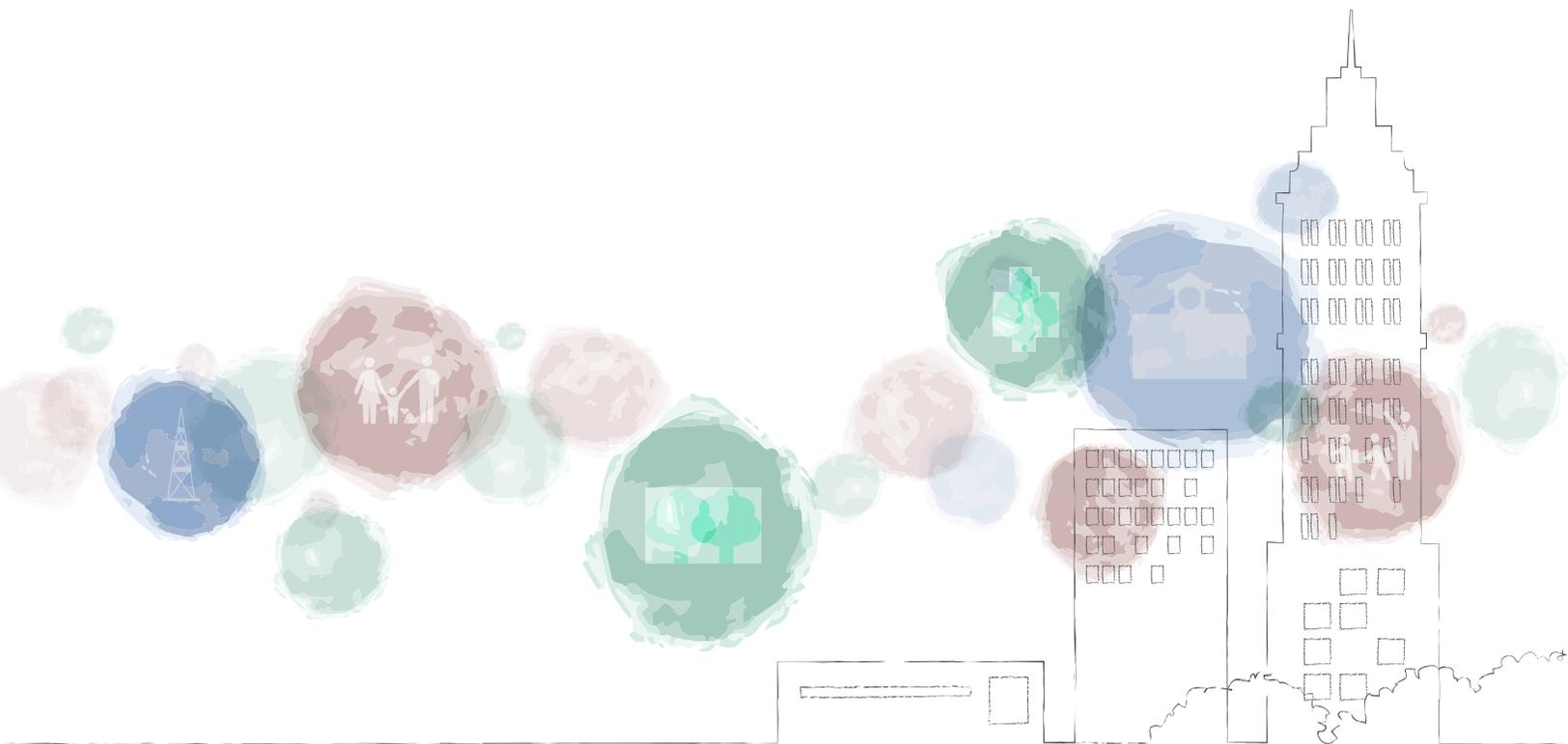


景観計画区域

景観法に基づく
届出制度の解説



札幌市



北の自然・都市・人が輝きを織りなす美しい札幌の景観を創り上げる

目 次

● 届出の対象		
届出の対象となる区域	_____	3
届出対象行為	_____	3
届出対象規模	_____	3
特定届出対象行為	_____	5
● 景観計画区域における景観形成基準		
景観形成基準	_____	6
建築物	_____	6
工作物	_____	8
色彩景観基準	_____	9
札幌の景観色70色 色彩景観基準運用指針（抜粋）	_____	9
景観形成基準の配慮事例	_____	11
建築物	_____	11
工作物	_____	19
● 手続き		
届出手順	_____	24
届出必要書類	_____	25
● 札幌市景観計画（抜粋）	_____	26
● 問い合わせ一覧	_____	30
● 札幌市立地適正化計画における都市機能誘導区域（参考）	_____	31

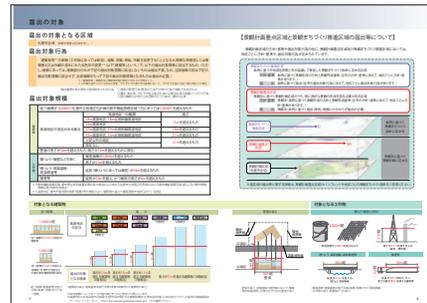
このパンフレットについて

札幌市では、一定規模を超える建築物等の建築等を行う場合は、景観法(平成16年法律第110号)や札幌市景観条例(平成19年条例第54号)、札幌市景観計画(平成29年2月策定)に基づく届出・協議が必要です。届出・協議に係る計画検討などの際に、このパンフレットをご活用下さい。なお、地域ごとの景観形成の方針や届出対象行為などを定めている地区については、個別のパンフレット等をご用意しておりますので、併せてご覧ください。

■ ■ ■ ■ ■ パンフレットの構成と使い方 ■ ■ ■ ■ ■

届出対象と景観形成基準

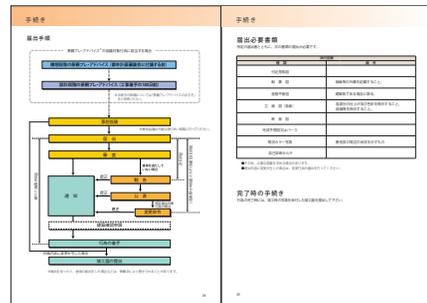
届出の対象となる区域や行為・規模・景観形成基準とその配慮事例を掲載しています。ここをしっかりと読み解いて、計画を行ってください。



(P3-23)

手続き

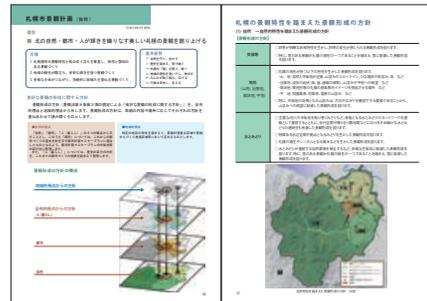
届出に関する手続きの進め方を掲載しています。手順や時期、必要書類について確認してください。



(P24-25)

札幌市景観計画(抜粋)

札幌市景観計画に定めた「理念」や「景観形成の方針」を踏まえて、魅力的で美しい景観づくりを行ってください。



(P26-30)



届出の対象

届出の対象となる区域

札幌市全域（景観計画重点区域を除く。）

届出対象行為

建築物等*1の新築（工作物にあっては新設）、増築、改築、移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更*2（以下「建築等」という。）で、以下の届出対象規模に該当するもの。（ただし、増築にあっては、増築部分のみが下記の届出対象規模に該当しないものは届出不要。なお、当該増築の前は下記の届出対象規模に該当せず、当該増築をもって下記の届出対象規模となるものは届出が必要。）

* 1 建築物等：建築物及び景観条例施行規則で定める工作物をいう。

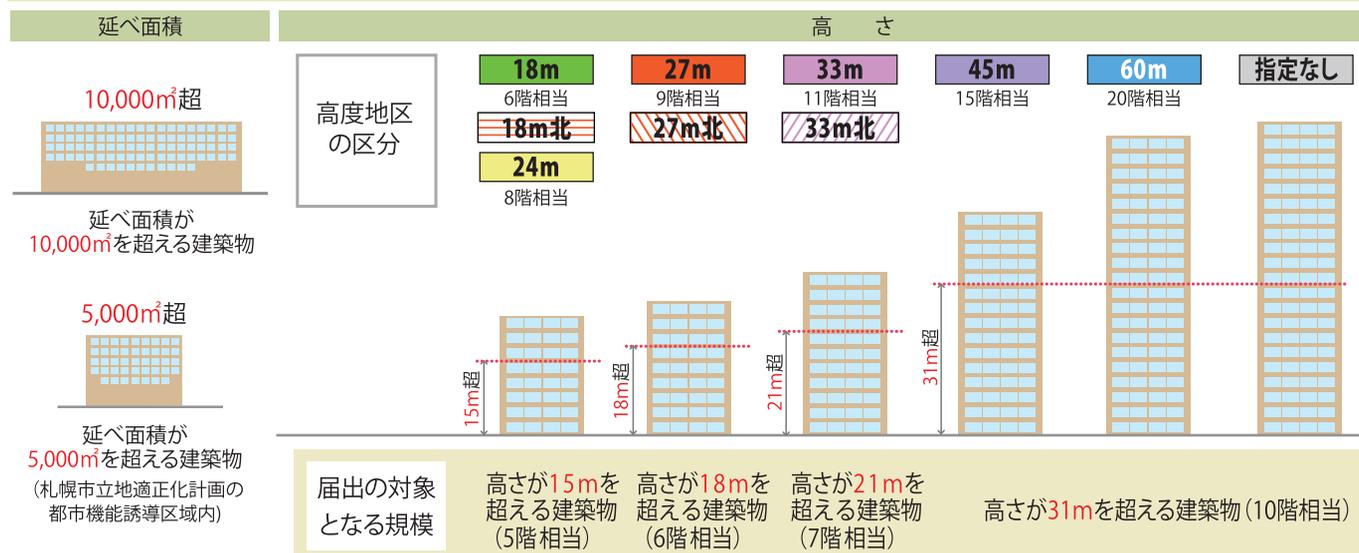
* 2 外観の過半にわたる色彩の変更：それぞれの外壁の見付面積において、その半分以上を塗り替え等を行う場合。

- ・届出義務に係る規定が適用除外される行為
 - 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で景観条例施行規則で定めるもの
 - 震災、風水害、火災その他災害のために必要な応急の措置として行う行為
 - 国の機関又は地方公共団体が行う行為は、通知が必要

届出対象規模

建築物	延べ面積が10,000㎡（札幌市立地適正化計画の都市機能誘導区域*3内にあつては5,000㎡）を超えるもの	
	高度地区の指定がある場合	高度地区*4の種類
		18m高度地区、18m北側斜線高度地区
		24m高度地区
		27m高度地区、27m北側斜線高度地区
		33m高度地区、33m北側斜線高度地区
上記以外の地区 指定なし		
高さ	15mを超えるもの	
		18mを超えるもの
		21mを超えるもの
		31mを超えるもの
壁面の長さが50mを超えるもの（高さが10mを超えるものに限る）		
工作物	橋りょう・擁壁などを除く	築造面積が2,000㎡を超えるもの 高さが31mを超えるもの
	橋りょう・高架道路・高架鉄道等	延長（橋りょうにあっては橋長）が50mを超えるもの
	擁壁等	延長が50mを超え、かつ最高の高さが6mを超えるもの
* 3 都市機能誘導区域：都市再生特別措置法第81条の規定により定める札幌市立地適正化計画における都市機能誘導区域（都心）及び都市機能誘導区域（地域交流拠点）（詳細は31～34ページ参照）		
* 4 高度地区：都市計画法第8条第1項第3号の規定により、建築物の高さの最高限度を定める地区		

対象となる建築物



・延べ面積：建築基準法施行令第2条第1項第4号の「延べ面積」

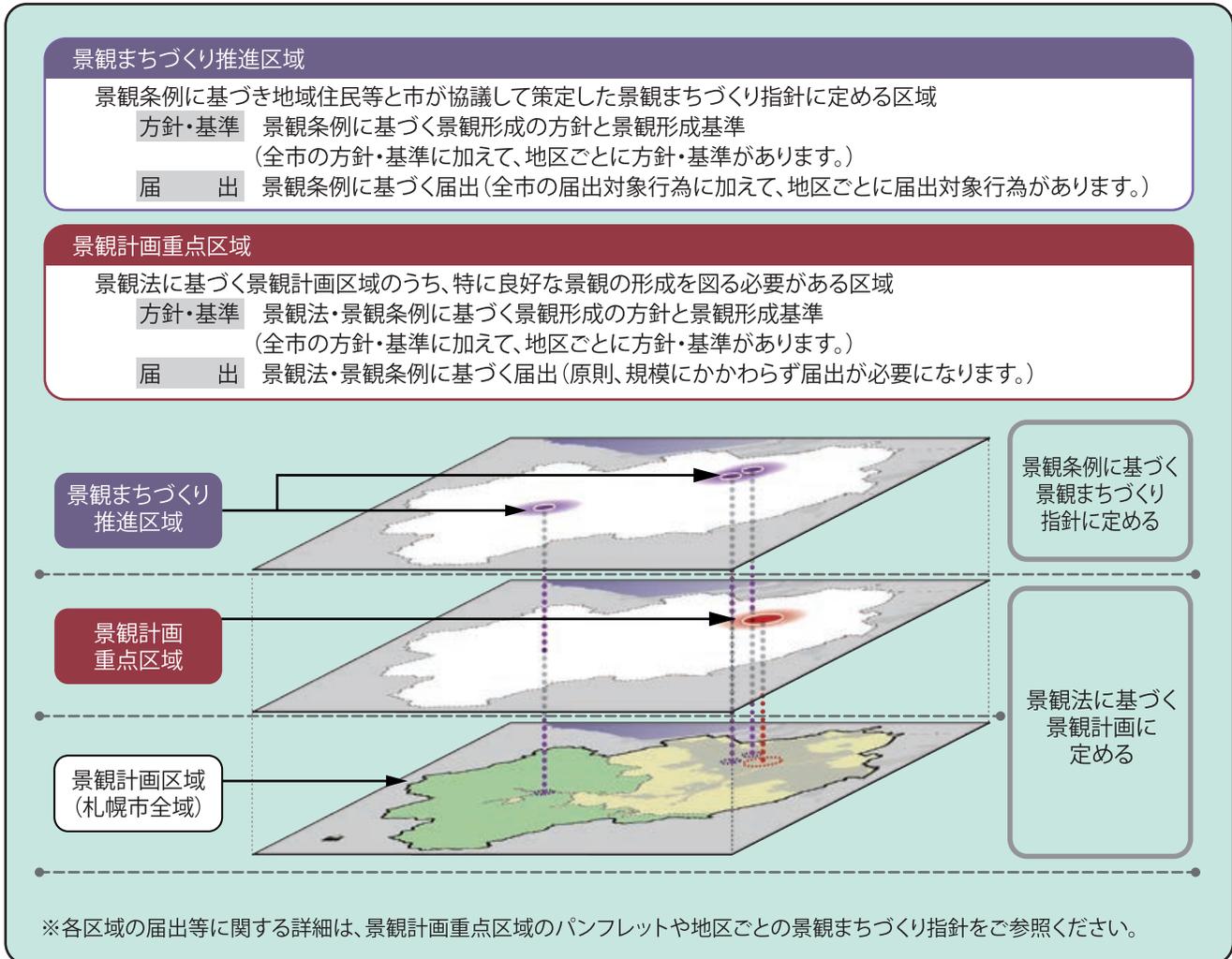
・建築物の高さ：建築基準法施行令第2条第1項第6号の「建築物の高さ」

※相当階数については1つの階の高さを3mと想定した場合とします。

※高度地区の区域は都市計画課（札幌市役所5階）又は建築指導部（札幌市役所2階）にある窓口システムや札幌市地図情報サービス（インターネット http://www.city.sapporo.jp/johoo/it/web_gis/web_gis.html）でご確認ください。

【景観計画重点区域と景観まちづくり推進区域の届出等について】

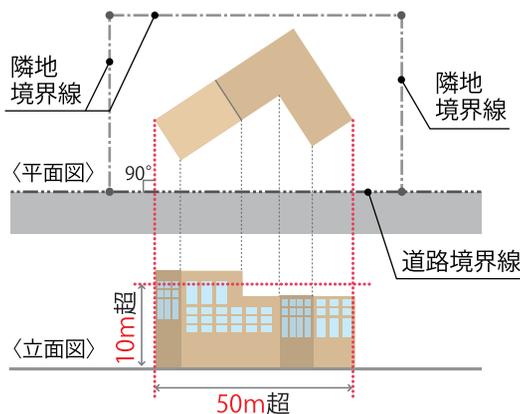
景観計画区域の方針・基準や届出対象行為のほかに、景観計画重点区域及び景観まちづくり推進区域においては、地区ごとの方針・基準や、届出対象行為が定められています。



対象となる工作物

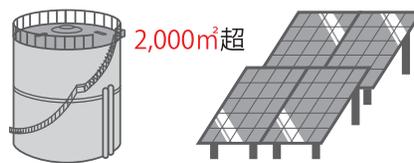
橋りょう・擁壁などを除く

壁面の長さ



壁面の長さが50mを超え、かつ高さが10mを超える建築物

・壁面の長さ: 前面道路の境界線において、建築物を鉛直投影した際の水平方向の壁面の長さ



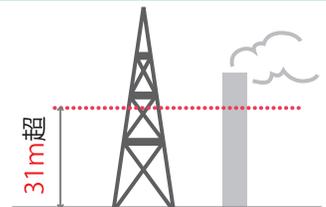
築造面積が2,000㎡を超えるもの

橋りょう・高架道路・高架鉄道等



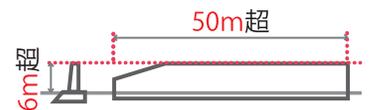
延長が50mを超える橋りょう・高架橋等

・築造面積: 建築基準法施行令第2条第1項第5号の「築造面積」
 ・工作物の高さ: 設置面からの高さ



高さが31mを超えるもの(鉄塔・煙突等)

擁壁等



延長が50mを超え、かつ高さの最大が6mを超える擁壁等

届出の対象

特定届出対象行為

届出対象行為のうち以下の要件に該当するものとします。特定届出対象行為に該当すると、景観計画に定められた景観形成基準のうち、建築物等の形態意匠の制限に適合しないと市が認めた場合は、設計の変更等を命じることがあります。

対象行為	補足説明
<p>① 都市計画法第8条第1項第3号の高度利用地区*の区域内における建築物（当該建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域（同項第1号の「用途地域」をいう。）に関する都市計画において定められた容積率の<u>数値を超えるもの</u>又は建築基準法第59条第4項の規定による許可に係るものに限る。）の建築等</p>	<p>* 高度利用地区：建築物の敷地の統合を進め、小規模な建築物の建築を規制することや、敷地内の空地を確保するなどして、市街地での土地の合理的な活用と都市機能を高めるために定めます。高度利用地区では、容積率の最高限度と最低限度、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度、壁面の位置の制限が定められます。</p>
<p>② 都市計画法第8条第1項第4号の特定街区*の区域内における建築物（当該建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域に関する都市計画において定められた容積率の<u>数値を超えるもの</u>又は建築基準法第56条若しくは第56条の2若しくは札幌圏都市計画高度地区（市長が同項の規定により定める同項第3号の高度地区をいう。）に係る計画書（都市計画法第14条第1項に規定する計画書をいう。）に基づき市長が定める高度地区規定書（以下「高度地区規定書」という。）の規定による高さの制限を超えるものに限る。）の建築等</p>	<p>* 特定街区：良好な環境と良質な建築物を建築し、また有効な空地を確保するなどして、市街地の環境改善を図り、都市の機能にふさわしい街区を形成するために定めます。特定街区では容積率と建築物の高さの最高限度、壁面の位置の制限が定められます。</p>
<p>③ 都市計画法第8条第1項第4号の2の都市再生特別地区*の区域内における建築物（当該建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域に関する都市計画において定められた容積率の<u>数値を超えるもの</u>又は建築基準法第56条若しくは第56条の2若しくは高度地区規定書の規定による高さの制限を超えるものに限る。）の建築等</p>	<p>* 都市再生特別地区：都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域内において、地域整備方針に即した建築物を誘導する必要があると認められる区域に定めることができます。 用途地域等に基づく用途や容積率等の制限を適用除外とした上で、自由度の高い計画を定めることができる都市計画制度です。</p>
<p>④ 地区計画等*（都市計画法第12条の4第1項各号に掲げる計画をいう。）の区域内における建築物（高度地区規定書の規定による高さの制限を超えるものに限る。）の建築等</p>	<p>* 地区計画等：地区計画は、街区単位できめ細やかな市街地を実現していく制度であり、札幌市では、上記の他に、木造家屋などが密集する市街地において、区画道路、小公園の配置や建築物の構造、高さ、用途などのルールを定め、防災性や住環境の向上を図ろうとする防災街区整備地区計画を定めています。</p>
<p>⑤ 都市計画法第12条の5第3項の再開発等促進区*の区域内における建築物（建築基準法第68条の3第1項から第4項までの規定による<u>認定又は許可に係るもの</u>に限る。）の建築等</p>	<p>* 再開発等促進区：市街地の再開発又は開発整備の必要な区域に再開発等促進区を定め、道路、公園、広場などの公共空間を整備することにより、容積率などの建築物に関する制限を緩和し、土地の高度利用と都市機能の増進とを図ろうとするもの。</p>
<p>⑥ 都市計画法第12条の8の規定により地区整備計画に制限を定めた地区計画*の区域内における建築物（当該建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域に関する都市計画において定められた容積率の<u>数値を超えるもの</u>又は建築基準法第68条の5の3第2項の規定による許可に係るものに限る。）の建築等</p>	<p>* 都市計画法第12条の8の規定により地区整備計画に制限を定めた地区計画：札幌市では、すでに道路などの整備がなされた土地の区域において、敷地内に有効な空地を確保し、あわせて容積率等を緩和することで、その合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るものとして高度利用型地区計画を定めています。</p>
<p>⑦ 都市計画法第12条の10の規定により地区整備計画に制限を定めた地区計画*の区域内における建築物（建築基準法第68条の5の5第2項の規定による<u>認定に係るもの</u>に限る。）の建築等</p>	<p>* 都市計画法第12条の10の規定により地区整備計画に制限を定めた地区計画：札幌市では、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度等を定め、あわせて前面道路幅員による容積率制限と斜線制限を適用除外とすることで統一的な街並みを誘導するものとして、街並み誘導型地区計画を定めています。</p>

景観計画区域における景観形成基準

[建築物]

		配慮項目	基本的視点	誘導基準
遠景	A1	地形や水辺などの自然環境を生かす	地形	山地、丘陵地、扇状地、平地といった札幌の地形の特徴を尊重するとともに、それらの手がかりとなる植生、水辺・河川、微地形など地域固有の自然環境を景観の骨格として生かす。
			植生	
			水辺・河川	
	A2	山並みやランドマークへの見通しに配慮する	視点場 ^{※1} からの見え方	市街地の背景となる山並みは、方向や広がりを確認でき、四季の彩を演出する重要な要素である。また、街並みのシンボルとなる建築物や樹木などのランドマークも、景観を特徴付ける貴重な要素である。そのため、これらを確認できる主要交差点、主要道路、主要河川等からの見通しに配慮する。
	B1	歴史的・文化的なまちの景観資源等を生かし、質を高める	歴史と文化	歴史的建築物等や格子状街路・防風林など、歴史的なまちの遺構を尊重し、後世に札幌の歴史を伝える計画となるよう、配置や素材、色などを工夫する。また、歴史的価値に限らず、多くの市民が景観上優れていると感じているものや、シンボル性が高いものといった景観資源にも配慮して計画する。
			原風景	
			景観資源	
	B2	街並みとの連続感をつくる	低層部の軒高	歩行者の視線レベルにある建築物の低層部において、隣り合う建築物の軒高や壁面の位置や素材、敷地際のしつらえに配慮し、街路樹及び歩道部と一体となった表情豊かで楽しく歩ける街並みをつくる。
			壁面線	
			敷地際のしつらえ	
			街角等	隣接敷地の公開空地や公園等のオープンスペース、交差点などに面する部分は、街並みの表情づくりのポイントであることから、オープンスペース、交差点、通りとの一体感に配慮した特徴ある街角等をつくる。
			隣接敷地との関係付け	
オープンスペースのしつらえ			公開空地やプレイロット ^{※2} 等のオープンスペースを設置する際には、みどりを効果的に配置し、使用者にやさしい仕上げとするとともに、建築デザインとの関係性や周囲の街並みとの調和に配慮する。	
B3	歩行者の視点でのスケール感を大切にす	圧迫感の軽減	建築物の立面の分節化などにより、通りに対するボリューム感の軽減を図るとともに、低層部の用途やしつらえ、開口部の位置や大きさに配慮することにより、街並みを彩る沿道の景観を形成する。	
		低層部の用途		
		開口部の位置や大きさ		
B4	地域特性に配慮した色彩を考える	外壁等の色彩	外壁等の色彩については、北の自然を基調としながら、周囲の街並みとも調和するよう配慮するとともに、アクセントとなる色彩は、面積を抑えた効果的な使い方とする。具体的には、「色彩景観基準」(P9)による。	
		アクセントとなる色彩		

※1 視点場：視点(見る人)が位置する場。

※2 プレイロット：敷地内に設ける比較的小規模な遊び場。

景観計画区域における景観形成基準

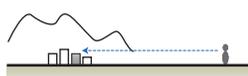
[建築物]

		配慮項目	基本的視点	誘導基準	
遠景	C1	意匠に配慮する	ファサードデザイン※3	目新しさや話題性にデザインの原点を求めず、周囲の質感・素材感との調和を心がけるとともに、華美な装飾を避け、汚れが目立たない工夫を施すことなどにより、将来に渡って陳腐化しない持続可能なデザインとする。	
			外壁の仕上げ		
			照明		暖かみのある光環境を基本とし、場所の特性に応じた照明による演出を行う。なお、激しく動光が変化するものや華美なものは原則として使用しない。
	C2	雪に配慮する	落雪等対策	北風や落雪に配慮して、建築物の配置や形態、外壁形状等を考える。	
			冬の快適性	冬でも快適に暮らせるよう雪の堆積スペースを確保するほか、雪の美しさを見せることができる仕掛け等も検討する。	
	C3	付帯工作物等に配慮する	屋外設備	通りなどからの見え方に配慮し、なるべく景観を阻害しない位置に設けるか、やむを得ない場合は目隠しを施す。	
			物置・柵等の工作物	自転車置き場やゴミ置き場、物置など敷地内に付帯する工作物は、建築デザインとの関係性を十分考慮し、建築物本体への取り込みを図るか、やむを得ない場合は歩行者に対して閉鎖的にならないよう配慮して、目隠し等による修景を行う。	
	C4	外構に配慮する	ユニバーサルデザイン	通りから建築物へ至るアプローチは、周辺景観に配慮したデザインとするとともに、段差を設けず滑りにくい素材を使うなど誰にでも使いやすいデザインとする。	
			アプローチのしつらえ		
			駐車場等の修景	駐車場や業務用出入口等は、配置や敷地外との搬入出口に十分配慮し、通りに対する修景を図る。	
	C5	広告物や案内表示などに配慮する	掲出の方法	建築物のデザインや街並みとの調和はもとより、安全性や視認性にも配慮して、場所の特性に合わせた掲出の方法、色彩デザインや照明計画を考える。また、複数個表示する場合には集合化等を図る。なお、激しく動光が変化するものや華美なものは原則として使用しない。	
			色彩や照明		
			集合化		
	C6	景観の維持・管理に配慮する	オープンスペースの活用	公開空地やプレイロットを設置する際には、街並みに調和した活用がなされるよう、誰がどのように利用するかなどを考慮する。	
			維持・管理手法	新築時はもとより、将来に渡って景観の質が確保されるよう、維持・管理の体制やルール、役割分担等について事前に明確にする。	
	中景	近景			

※3 ファサードデザイン：建築物の正面のデザイン

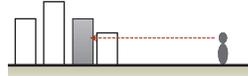
遠景・中景・近景とは…

遠景



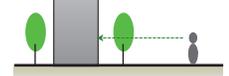
■ **遠景**は、山並みや空等を背景とした眺めや、山や展望台など高いところからの眺めであり、明暗によって形態を認識できます。

中景



■ **中景**は、街並みを構成する建築物や樹木等の色や形などが認識できます。

近景



■ **近景**は、建築物の外壁の素材や樹木の葉の様子などが認識できます。

[工作物]

		配慮項目	基本的視点	誘導基準
共通	共通	自然環境を生かす	地形・水辺	地形や水辺などの自然環境を生かすとともに、地域固有の植生などにも配慮し、街並みや山並みと一体となった風景を創出する。
			植生	
橋りょう・高架橋等	D1	地域性に配慮する	スケール感	周辺の街並みや雰囲気合ったスケール感に配慮するとともに、街並みとの接点となる橋詰の修景を図る。
			橋詰の修景	
			シークエンスデザイン	橋りょうへ向かうアプローチ道路と橋りょうとのシークエンス(連続性)及び重なり合っ見える橋りょう相互のデザインの関連性を考える。
			デザインの関連性	
			ランドマークへの見通し	
	形態・色彩	山並み、ランドマークへの見通しに配慮するとともに、形態や色彩については、背景となる自然環境や街並みに調和させる。なお、色彩は「色彩景観基準」(P9)による。		
D2	意匠に配慮する	全体のバランス	上部工・下部工を一体的にとらえるとともに、桁や地覆 ^{※4} 、高欄 ^{※5} などの連続感を大切に、照明や防音壁などを含めた全体のバランスに配慮する。また、具象的な装飾や華美なデザインは原則として避ける。	
D3	付帯物に配慮する	デザインの調和	付帯する案内板や柵等のデザインを統一するほか、集合化を図るとともに、歩行部では安心・快適に歩けるようしつらえの工夫を行う。	
		歩道空間の演出		
鉄塔・煙突等	E1	地域性に配慮する	スケール感	街並みへの影響を軽減するために位置やスケール感に十分配慮する。
			見え方・見せ方	建築物との位置関係など周辺からの見え方に配慮するとともに、足元の緑化を施すなど、周辺との調和を図る。
			調和する色彩	周辺景観への強い影響を抑えるために、背景となる自然環境や街並みと調和する色彩を用いる。なお、色彩は「色彩景観基準」(P9)による。
	E2	全体的な姿に配慮する	量感の軽減 構造美	全体の量感を軽減するディテール処理を工夫するとともに、構造美を生かした形態とする。
E3	付帯物に配慮する	柵などの修景	周囲に設置する立ち入り防止柵などは、街並みと隔絶した印象を与えないように、緑化したり、目立たない色彩を施す。なお、色彩は「色彩景観基準」(P9)による。	
擁壁等	F1	地域性に配慮する	最小限の工作物 緑化修景	できるだけ工作物を抑える造成方法や、十分な緑化を行い、人や車に対する圧迫感、違和感を軽減する。
	F2	付帯物に配慮する	柵などの修景	柵や設備等は、周辺の景観を阻害しないよう、設置位置を工夫し、目立たない色彩を施す。なお、色彩は「色彩景観基準」(P9)による。
太陽光発電施設	G1	地域性に配慮する	視点場からの見え方	主要な道路や視点場などからの見え方に配慮し、緑化や配置の工夫などによる修景を図る。
	G2	付帯物に配慮する	柵などの修景	柵や管理用建築物等は、周辺の景観を阻害しないよう、設置位置を工夫し、目立たない色彩を施す。なお、色彩は「色彩景観基準」(P9)による。

※4 地覆：橋りょう等の端部で路面より高くなっている部分

※5 高欄：橋りょう等の側端部に設ける手すり等

景観計画区域における景観形成基準

色彩景観基準

- (1) 建築物及び工作物の外観における基調となる色彩の範囲は『札幌の景観色70色』（マンセル値を参考）とその近似色とする。ただし、れんがや札幌軟石などの素材、使用規模等により景観形成上の支障がないと認められる場合、または道路交通法等の他法令に基準のある場合は、この限りでない。
- (2) 計画建築物等の両側を意識した「向こう三軒両隣」の考え方にに基づき、周辺建築物等との調和に努めるとともに、特別な事情がない限り、同じ印象になるよう、または調和して見えるよう計画する。
- (3) 色彩計画にあたっては次の考え方を基本に行う。
 - ① 計画地が建築物等の密集地である場合は、周辺に圧迫感を与えないよう、また、計画建築物等の向いている方角を考慮する。
 - ② 計画地が郊外である場合は、その土地の自然環境に見られる色(木の幹、土の色、石の色など)の類似色を選ぶことも考えられる。
 - ③ 計画建築物等の配色を考える場合は、街並みの連続性に配慮するとともに、アクセントカラーを用いるときは低層部分又は面積を抑えた効果的な使い方とする。
 - ④ 橋りょう、高架橋、擁壁などの大規模な水平工作物は、周りとの調和に配慮する。
 - ⑤ 鉄塔、煙突などの大規模な垂直工作物は、周囲環境と同化させる。
- (4) 札幌の景観色70色(次頁カラーチャート参照)

札幌の景観色70色 色彩景観基準運用指針(抜粋)

計画建築物等の配色を考える

● 建物のカラーコンビネーションテクニック【→図4、図5】

- ・ 建物の高層部の色は、高明度・低彩度にして圧迫感を軽減する。【→カラーチャートA~D】
- ・ アクセントカラーは、低層部（3階程度の高さ）までとする。【→カラーチャートE~G】
- ・ 縦方向のアクセントカラーは、建物側面積の20%程度とする。【→カラーチャートE~G】
- ・ 街並みの連続性に配慮する。

● 橋梁、高架橋、擁壁などの構造物

- ・ 周りとの調和に配慮する。
- ・ 中明度・低彩度にする。【→カラーチャートB~D】
- ・ 無彩色の白に近づける。【→カラーチャートA~B】
- ・ 薄い色味を使用する。

● 鉄塔、煙突などの構造物

- ・ 中明度の無彩色（グレー）を使い、周囲と同化させる。
- ・ 中間部・上部は無彩色の白に近づけるか、空の色と同化させて存在感を無くする。
- ・ 円筒形や四角錐等は無彩色に近い色を使い、周辺環境と同化させる。

※航空法第51条及び第51条の2等関係規定は除く（赤白表示等）

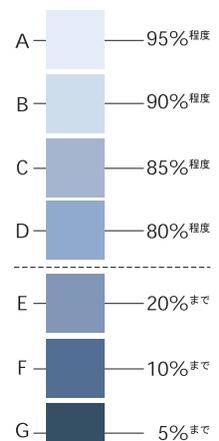
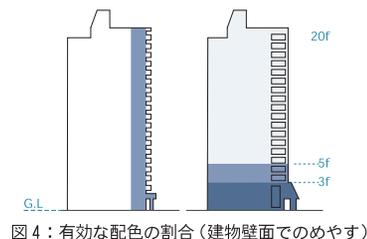


図5：各色の全体に対する使用面積のめやす（タテ第7列の場合）【→カラーチャート】

カラーチャート

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
A 95%	10RP 9.0/0.8 Vp-1 tone 薄桜 うすざくら	2.5YR 9.0/0.5 Vp-1 tone 雪灯 ゆきあかり	10YR 9.0/0.5 Vp-1 tone 乳白 ミルク・スノー	5GY 9.0/0.5 Vp-1 tone 鈴蘭 すずらん	10G 9.0/0.8 Vp-1 tone 陽光白 シャイニングホワイト	5BG 8.5/1.0 Vp-1 tone 氷白 アイスグリーン	7.5PB 9.0/2.0 Vp-2 tone 氷柱 つらら	2.5P 9.0/2.0 Vp-2 tone 雪花 せつか	10B 9.0/1.5 Vp-1 tone 水晶白 クリスタルホワイト	N9
B 90%	SRP 8.5/0.5 Vp-1 tone 綿毛 わたげ	5YR 8.5/0.5 Vp-1 tone 百合が原 ゆりがはら	7.5Y 8.5/1.0 Vp-1 tone 白樺 しらば	5GY 8.5/1.5 Lgr-1 tone 藍の薫 あいのとう	7.5G 8.0/2.0 Lgr-1 tone 水雨 みずめ	5BG 8.0/2.0 Lgr-1 tone 雪まつり ゆきまつり	6PB 8.5/2.0 Lgr-1 tone 雪虫 ゆきむし	5RP 8.5/1.5 Lgr-1 tone リラ霞 りらかすみ	10B 8.0/1.5 Vp-1 tone 凍白 とうはく	PB N8.5
C 85%	10R 8.0/1.0 Lgr-1 tone 白茶 しらちゃ	7.5YR 7.5/1.0 Lgr-1 tone 雪消水 ゆきけみず	5Y 8.0/2.0 Lgr-1 tone 札幌玉葱 さっぽろたまねぎ	5GY 8.0/2.0 Lgr-1 tone キヤベツ きゃべつ	5G 7.0/2.0 Lgr-1 tone 御成柳 おんせいやなぎ	5BG 7.0/2.0 Lgr-2 tone 紺水 じゆう	6PB 7.0/2.0 Lgr-1 tone 雪影 ゆきかげ	5RP 7.0/2.0 Lgr-2 tone ライラック らいらく	2.5B 7.0/2.0 Lgr-2 tone 薄氷 うすこおり	PB N7.5
D 80%	10R 7.0/1.5 Lgr-2 tone カブエ・オーレ かぶえ・おーれ	1Y 7.0/1.5 Lgr-2 tone ペーじユ ぺーじゆ	7.5Y 7.5/3.0 Lgr-1 tone 薄 すずき	5GY 6.5/2.0 Lgr-2 tone 中の島 なかのしま	2.5G 6.2/4.0 L-2 tone 楡 えん	5BG 6.0/4.0 L-2 tone 山崎らし やまざらし	6PB 6.0/5.0 L-3 tone 船夷延胡索 ふねひのろ	5RP 6.0/2.0 Gr-1 tone 藤野 ふじの	5B 6.0/1.5 Lgr-1 tone 札幌 さっぽろ	PB N6.5
E 20%	10R 5.7/4.0 L-2 tone ミルク金時 みるくきんとき	5YR 5.7/4.0 L-2 tone 馬鈴薯 ばれいしょ	2.5Y 5.7/4.0 L-2 tone 馬鈴薯 ばれいしょ	7.5GY 5.7/4.0 L-2 tone 羊ヶ丘 ひつががき	10GY 5.0/4.5 Dk-1 tone モエレ沼 もえれぬま	5BG 4.3/4.0 L-2 tone オーロラ おーら	6PB 5.5/3.0 L-2 tone ラベンダー らべんだー	7.5RP 4.5/2.0 Gr-2 tone 雁金草 かりがねそう	5B 5.0/1.5 Gr-1 tone 郭公 かつこう	PB N5.0
F 10%	7.5R 3.0/8.0 Dp-1 tone ベチカ べちか	5YR 4.0/6.0 Dk-4 tone ピア茶 ぴあちゃ	7.5YR 4.0/6.0 Dk-4 tone ピア茶 ぴあちゃ	5GY 4.0/6.0 Dk-4 tone 藤岩山 ふじいわやま	10GY 4.0/4.0 Dk-2 tone 三角山 さんかくやま	7.5G 4.0/4.0 Dk-2 tone ポプラ ぼぷら	5PB 4.0/3.5 Dk-2 tone 豊平川 とよひらがわ	7.5RP 2.3/4.0 Dk-1 tone 小豆 あずき	10B 4.0/1.5 Gr-2 tone 石切山 いしきりやま	PB N3.5
G 5%	7.5R 2.3/6.0 Dk-1 tone 煉瓦 れんが	10YR 3.3/4.0 Dk-1 tone 団栗 どんぐり	10YR 3.3/4.0 Dk-1 tone 熊笹 くまざさ	5GY 3.3/4.0 Dk-1 tone 熊笹 くまざさ	2.5G 2.3/4.0 Dk-1 tone 芸術の森 げいゆつのもり	2.5BG 2.3/4.0 Dk-1 tone 蝦夷松 えぞまつ	5PB 2.3/2.5 Dgr tone 藍の里 あいのさと	5RP 2.3/2.5 Dgr tone 蝦夷笹 えぞむらさき	5PB 2.0/1.5 Dgr tone 月無夜 みづなひ	N1.5

各色の1行目:マンセル値…色を表す3属性(色相、明度、彩度)を数値化して色を表現したもの *この資料は、印刷のため実際のマンセル値とは異なります。正確には、塗装色見本を参考にして下さい。
 各色の2行目:トーン…明暗、濃淡、派手味など明度と彩度から生まれる色の調子 *「色彩景観基準」に関する具体的な考え方は、「札幌の景観色70色色彩景観基準運用指針」を参照して下さい。